

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4第4項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
 - (1) 提供する電気通信役務の種類(注1)
 - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
 - ア 無線局の種別
 - イ 発射を予定している電波の型式
 - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
 - エ 伝送情報の具体的内容(注1)
 - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠(注1)
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域(注2)
- 4 希望する周波数の範囲(注3)
- 5 接続・卸役務提供の促進に関する措置その他の電波の公平な利用を確保するための措置として講ずる予定のもの(注1)(注4)
- 6 通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期(注5)
- 7 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの(注6)
 - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
 - (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 8 特定基地局開設料の額(注1)
- 9 特定基地局を開設しようとする者が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては、当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項(注1)(注7)
- 10 放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法(注8)(注9)
- 11 事業計画及び事業収支見積り(注8)(注10)
- 12 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 13 高度既設特定基地局を運用する場合にあつては、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期(注1)
- 14 その他事項
 - (1) 運用開始の予定期日(注11)

- (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法(注12)
- (3) 無線従事者の配置方針
 - ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数(注13)
 - イ 将来的な無線従事者の確保の方法
- (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項(注14)

注1 移動受信用地上基幹放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によつて無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。

3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。
なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

4 接続・卸役務提供の促進に関する措置を講ずる予定がある場合にあつては当該措置において用いる法第27条の12第3項第3号ロに規定する接続に係る機能又は同号ロに規定する卸電気通信役務の内容を、接続・卸役務提供の促進に関する措置以外の措置を講ずる予定がある場合にあつては当該措置の内容を具体的に記載すること。

5 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。

なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。

6 学術資料等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

7 電気通信事業法第9条の登録の申請に関する事項は、申請日(申請をしていない場合にあつては、同条の登録の申請の予定時期)及び申請内容(申請をしていない場合にあつては、予定している申請内容)について具体的に記載すること。

8 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

9 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。

10 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(15)から(17)までについて記載すること。

11 運用開始の予定期日は、それぞれの特定基地局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日を「H28. 12. 21」のように記載すること。

12 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。

- (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
- (2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。

13 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。

14 法第27条の12第3項第10号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。

15 用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。